

令和 8 年度
第 1 回佐伯市地域自立支援協議会
資 料

令和 8 年 7 月 27 日(月)

日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書

令和 8 年 5 月 29 日

佐伯市地域自立支援協議会
会長 柴田 徹也 様

法人名 社会福祉法人 県南福祉会
代表者 仲矢 和雅

下記のとおり、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の10第6項の規定により報告します。

記

- 1 事業所名 日中サービス支援型共同生活援助事業 ゆめあーる
- 2 所在地 大分県佐伯市大字長良字小島 4916 番地 2
- 3 事業開始年月日 令和 3 年 4 月 1 日

報告・評価シート（定期報告用）

【報告日 令和 8 年 5 月 29 日】

【評価日 令和 8 年 7 月 27 日】

事業所名	日中支援型グループホーム ゆめあーる (障がい者複合施設 あーるず 2 F)	法人名	社会福祉法人 県南福祉会
------	---	-----	--------------

項目	評価の視点	令和 7 年度（今回評価分）	
		【事業所記入欄】 具体的な内容	【協議会記入欄】 要望，助言，評価
利用者数	現在の入居者数の状況について ・ 共同生活援助 ・ 短期入所	共同生活援助 10 名 (内訳) 精神：0 名、 知的：10 名（身体重複者：1 名） 短期入所受け入れ人数 (直近 3 ヶ月平均) 月 26 名 ※定員 10 床（現在満床） 短期入所 5 床	
地域に開かれた運営	本人及びご家族の希望を尊重し、別法人への計画相談要望に込えているか。	(別法人への計画相談希望者数) 0 名 (指定計画相談の別法人への斡旋) 0 件 ※別事業所の相談員を利用した短期入所登録者は 3 件。	
	実習生やボランティアを受け入れているか。	(受入人数) 5 名 (受け入れ事例) 2 週間に 1 度程度 ～さつき園小島の利用者（1 名） ※佐伯豊南高等学校実習生の受け入れ（4 名）	

	地域住民との交流の機会が確保されているか。	(交流機会の事例) もちつき大会・クリスマス忘年会等 ※地域連携推進会議の実施 (R7 年 6 月実施) 見学含む。 ～入居者代表・ご家族・地区の代表・有識者・市障がい福祉係の代表参加。 ※令和 7 年 6 月に一時避難施設の佐伯市との協定締結・同年 7 月避難誘導標識の設置。 (地区住民との取り決め) ※令和 8 年 3 月 BCP 災害対策委員会にて訓練・避難経路の確認等。 ～消防署・地区の代表・電気設備関係業者等参加。	
短期入所の併設	地域で生活する障害者へ積極的に施設の情報を発信しているか。	(地域への情報発信方法) チラシ、HP、地区への会合に参加 地域連携推進会議等 (地域への情報発信回数) 年間 8 回程度 (区長経由)	
	緊急的利用のニーズに対応しているか。	(緊急受入人数) 0 名 (昨年度～2 名) (緊急受入れ) ※基本的には、登録されている利用者の受け入れを行います (当日、急遽ご家族の入院やケガ等で、食事の準備や入浴の介助等が難しい場合等)。	

常時の支援体制の確保	日中，土日含めた常時の支援体制が確保されているか。	シフト勤務にて業務を実施している。 ※1日平均5名から6名で24時間のシフトを実施（感染症流行時、変動あり）。	
支援の実施	利用者が充実した地域生活を送るため，外出や余暇活動等の支援に努めているか。	コロナ等の感染状況を見て、外出等への行事の企画を行う。 内部イベント（創作活動、もちつき大会、駄菓子販売会、クリスマス・忘年会等の活動）は定期的に実施。 ※可能なかぎり職員が多く配置できる日にイベントを開催している。地域参加型のイベントは今の所、もちつき大会のみ。	
	支援の質の確保に努めているか。（研修等）	（参加した研修名等） ・虐待防止と身体拘束研修 ・BCP（感染症対策委員会・災害対策委員会） ・生産性向上委員会等 ※定期的な外部・内部の研修を実施。	
	施設見学等の要望に対応しているか。	（見学者受入数）～20名程度 （見学会の開催日） R7年12月18日・19日 見学会実施 （12月18日～6名・19日～3名） ※見学会は常時実施。 その後、希望や興味があれば対象者との面談、短期入所の希望の場合は、モニタリング会議、アセスメント、区分選考契約の流れに沿って実施。	

	虐待防止に向けた取り組み	(具体的な内容) 内外の研修に参加、内部研修での報告・実践をしている。 ※定期的な研修・報告・委員会を実施。年に２回程度。	
他の日中活動サービスの利用	他の日中活動サービスの利用を妨げているか。	(他の日中活動の利用状況) 他の日中活動サービスを利用２名。 JKAより福祉車両の補助を得て、シエンタ（車いす乗車可）を購入。緊急時や外出等への対応が可能に。 (主な他の日中活動サービス利用先) 行動援護 運動・外出・リハビリ等 ※基本的に、日中は施設内で活動（入浴～週３日・レクリエーション・個別活動等）、生活をしている。	
地域協議会からの要望，助言への対応	要望，助言に誠実に対応しているか。 (２回目以降)	(要望・助言の内容及びその対応) ※できる限り、対応している。必要に応じて、市の障がい福祉係や近隣地区との連携。	

佐伯市基幹相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(すきっぷ：令和7年4月～令和8年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議		27	38	2	67
		その他の会議		60	121	72	253
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独	3	56	69		128
		合 同		35	46		81
	来 所	単 独		69	83		152
		合 同		26	34	1	61
	電 話	利 用 者	2	194	329	4	529
		行政機関		223	318		541
		関係機関	3	418	565	4	990
	電子メール	利 用 者	4	59	53	4	120
		行政機関					
	その他必要な支援等（通院同行等）			61	38		99
連絡調整		利 用 者	3	99	128	2	232
		行政機関		45	85		130
		関係機関		197	265	2	464
資料等の作成		相談記録		1,134	1,522		2,656
		調整会議等資料作成		22	57		79
		そ の 他		63	89		152
合 計			15	2,788	3,840	91	6,734

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	154	356	315	1	415	12	37	357	1,647
2 障害や病状の理解に関する相談		7	10		1				18
3 健康管理・服薬管理相談		6	3						9
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	4	36	38		42		3	43	166
5 子育て・教育・療育に関する相談	3		3		7				13
6 家族・対人関係に関する相談		7	2		3				12
7 家計・経済に関する相談	2								2
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	8	18	41		13	32	6	25	143
10 社会参加・余暇活動に関する相談		1	4		1				6
11 権利擁護・成年後見		1	1					1	3
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）		1						1	2
13 財産・金銭管理に関わる相談	4		6		7		8	22	47
14 家族支援に関する相談		19	6	1			23	57	106
15 福祉用具に関する相談	17							1	18
16 手帳・年金申請等	11	1	5		3		9	24	53
17 介護等									
18 日常生活支援	9	9	27		13		16	54	128
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 そ の 他	17	8	71		19		20	193	328
合 計	229	470	532	2	524	44	122	778	2,701
合計の実人員（障害者）	73	63	176	1	39	15	67	281	715
合計の実人員（障害児）		26	10	1	97		1	2	137

佐伯市基幹相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(清流の郷：令和7年4月～令和8年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議		4	8		12
		その他の会議		19	36	25	80
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独		16	30		46
		合 同		7	5		12
	来 所	単 独		17	18		35
		合 同		4	7		11
	電 話	利 用 者		18	61		79
		行政機関		31	42		73
		関係機関		84	107		191
	電子メール	利 用 者			2		2
		行政機関					
	その他必要な支援等（通院同行等）			4	4		8
連絡調整		利 用 者		18	26		44
		行政機関		15	24		39
		関係機関		59	80		139
資料等の作成		相談記録		148	305		453
		調整会議等資料作成		4	8		12
		そ の 他		16	16		32
合 計				464	779	25	1,268

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	154		74		5	3		21	257
2 障害や病状の理解に関する相談			1						1
3 健康管理・服薬管理相談			3						3
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	4		6						10
5 子育て・教育・療育に関する相談	3				1				4
6 家族・対人関係に関する相談									
7 家計・経済に関する相談	2								2
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	8	5	27			32		3	75
10 社会参加・余暇活動に関する相談			3						3
11 権利擁護・成年後見									
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）									
13 財産・金銭管理に関わる相談	4		3						7
14 家族支援に関する相談			1	1					2
15 福祉用具に関する相談	17							1	18
16 手帳・年金申請等	9		4		1			9	23
17 介護等									
18 日常生活支援	9		1		1				11
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 そ の 他	17	5	11					8	41
合 計	227	10	134	1	8	35		42	457
合計の実人員（障害者）	72	5	47	1		12		18	155
合計の実人員（障害児）					8				8

佐伯市基幹相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(ライフネット：令和7年4月～令和8年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議		12	22	1	35
		その他の会議		16	55	28	99
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独	1	15	11		27
		合 同		22	34		56
	来 所	単 独		8	15		23
		合 同		18	23		41
	電 話	利 用 者	2	103	140	1	246
		行政機関		104	167		271
		関係機関		170	240	3	413
	電子メール	利 用 者	4	44	41	4	93
		行政機関					
	その他必要な支援等（通院同行等）			35	19		54
連絡調整		利 用 者	3	64	54	1	122
		行政機関		23	34		57
		関係機関		105	108	1	214
資料等の作成		相談記録		641	542		1,183
		調整会議等資料作成		11	15		26
		そ の 他		38	45		83
合 計			10	1,429	1,565	39	3,043

2. 障害別相談件数

相 談 内 容		障 害 区 分 等							合 計
		身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	
1	福祉サービス利用等		5	148		10	9	37	537
2	障害や病状の理解に関する相談								
3	健康管理・服薬管理相談								
4	不安の解消・情緒安定に関する相談			18		38		3	99
5	子育て・教育・療育に関する相談								
6	家族・対人関係に関する相談								
7	家計・経済に関する相談								
8	生活技術に関する相談								
9	就労に関わる相談		1	11		6		6	45
10	社会参加・余暇活動に関する相談			1					1
11	権利擁護・成年後見			1					2
12	居住支援（住宅環境・改造等含む）								1
13	財産・金銭管理に関わる相談			1		7		8	38
14	家族支援に関する相談			5				23	85
15	福祉用具に関する相談								
16	手帳・年金申請等			1		2		9	27
17	介護等								
18	日常生活支援			20		12		16	102
19	コミュニケーション支援								
20	移動（屋内・屋外）								
21	サービス苦情に関する相談								
22	そ の 他		3	60		19		20	287
合 計			9	266		94	9	122	1,224
合計の実人員（障害者）			5	115		34	3	67	484
合計の実人員（障害児）				4		1		1	7

佐伯市基幹相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(まるまる：令和7年4月～令和8年3月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活 動 項 目			早 朝 ～8:30	午 前 8:30～	午 後 12:00～	夜 間 17:15～	合 計
会 議		個別調整会議		11	8	1	20
		その他の会議		25	30	19	74
相 談 ・ 援 助	訪 問	単 独	2	25	28		55
		合 同		6	7		13
	来 所	単 独		44	50		94
		合 同		4	4	1	9
	電 話	利 用 者		73	128	3	204
		行政機関		88	109		197
		関係機関	3	164	218	1	386
	電子メール	利 用 者		15	10		25
		行政機関					
	その他必要な支援等（通院同行等）			22	15		37
連絡調整		利 用 者		17	48	1	66
		行政機関		7	27		34
		関係機関		33	77	1	111
資料等の作成		相談記録		345	675		1,020
		調整会議等資料作成		7	34		41
		そ の 他		9	28		37
合 計			5	895	1,496	27	2,423

2. 障害別相談件数

相 談 内 容	障 害 区 分 等								合 計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等		351	93	1	400			8	853
2 障害や病状の理解に関する相談		7	9		1				17
3 健康管理・服薬管理相談		6							6
4 不安の解消・情緒安定に関する相談		36	14		4			3	57
5 子育て・教育・療育に関する相談			3		6				9
6 家族・対人関係に関する相談		7	2		3				12
7 家計・経済に関する相談									
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談		12	3		7			1	23
10 社会参加・余暇活動に関する相談		1			1				2
11 権利擁護・成年後見		1							1
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）		1							1
13 財産・金銭管理に関わる相談			2						2
14 家族支援に関する相談		19							19
15 福祉用具に関する相談									
16 手帳・年金申請等	2	1							3
17 介護等									
18 日常生活支援		9	6						15
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 そ の 他									
合 計	2	451	132	1	422			12	1,020
合計の実人員（障害者）	1	53	14		5			3	76
合計の実人員（障害児）		26	6	1	88			1	122

令和 8 年度 基幹相談支援センター「すきっぷ」事業計画（案）

事業項目	事業の目的・内容
1. 総合的・専門的な相談支援の実施	【目的】 障がいの種別に関わらず、様々なニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。 【事業内容】 ○障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談・調整等） ○社会資源を活用するための支援 ○その他の生活全般に関する相談支援
2. 自立支援協議会を通じた地域づくりの取組	【目的】 自立支援協議会事務局として参画し、個々の困りごとから把握したニーズを地域課題として整理し、自立支援協議会にて解決に向けた取り組みを行います。 【事業内容】 ○自立支援協議会の共同運営 ○自立支援協議会専門部会事務局 ○その他、地域課題解決の取組 ・事務局会議 ・各部会事前打合せ ・各部会開催 ・定例会及び協議会
3. 地域の相談支援体制の強化の取り組み	【目的】 障害者の地域生活を支える相談支援体制を充実させることを目的に、人材育成や支援者支援を行います。 【事業内容】 ○地域の相談機関との連携強化の取組 ・基幹相談支援センターの関係機関への周知 ○地域の相談支援事業者の人材育成支援、支援者支援 ・研修会開催（年 2～3 回程度） ・事例検討（研修会、協議会各専門部会にて）

4. 地域移行・地域定着の促進	【目的】 市や関係機関と協力して、障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している人の地域移行に向けた、地域移行支援、地域定着支援の促進に取り組みます。 【事業内容】 ○障がい者支援施設、精神病院への地域移行へ向けた普及活動 ○地域生活体制整備のコーディネート ・精神障がい者地域移行支援協議会・実務者研修会 ・にも包括の構築推進研修 ・居住支援に関する会議、研修への参加 ・地域移行等の意向確認担当者の連携 ・県内アドバイザー派遣事業の活用
5. 研修会・学習会への参加、並びに関係会議への参加	【目的】 相談員が持つべき知識・技能・能力を向上させることや、他機関等との情報連携を目的とし、各種の研修会等に参加して、相談支援の質の向上に努めます。 【事業内容】 <研修会等> ・九州地区障がい者相談支援事業合同研修会 ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等勉強会 ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修会 ・医療と福祉の相互理解に向けた研修会 等 <会議等> ・こども特別支援ネットワーク会議 ・スクールメンタルケア推進充実事業運営協議会 ・医療的ケア児等支援推進会議 ・医療的ケア児等コーディネーター等連携推進会議 ・巡回療育相談会 ・生活困窮者支援連絡会議 ・稼働能力判定会議 ・親なきあと相談支援者連携会議 ・地域かかりつけ医精神科医連携会議 ・自殺未遂者等支援機関の連携会議 等

6. 権利擁護・虐待の防止	【目的】 市や関係機関と協力し、障がいのある方の権利擁護を進めるために研修会や成年後見制度等の普及啓発に努めます。 【事業内容】 ○成年後見制度についての情報提供や市長申し立ての必要なケースへの相談支援 ○虐待防止センターや成年後見支援センターと連携しての個別対応ケース対応 ・研修会開催予定 ・相談支援による虐待の発見、成年後見制度の提案
その他	○すきっぷの周知 ・SNS（Instagram）を活用 ○すきっぷ会議の開催 ・1～2 ヶ月に 1 回 ○ケース共有会議 ・1～2 週に 1 回 ○各福祉サービス事業所の催しの PR ・PR の依頼があれば、SNS やポスター等で対応 ○福祉事業所物品 PR 及び販売 ・和楽（じゃんぷ・すきっぷ）に福祉事業所の製作物や食品等を展示し、PR を兼ねた販売を行う

**令和8年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画**

部 会 名	地域生活・権利擁護部会 部会長 高原 杏瑚 (佐伯市社会福祉協議会)		
部会の参加者 (構成員)	市内障がい者施設事業所、佐伯市社会福祉協議会 みんなつながる課みんなつながる係 計23人		
令和8年度の計画など (箇条書)	(1) 自転車の法改正について (2) 当事者の交通に関する課題の抽出について (3) 親なきあとについて(パンフレット作成協議、講演等。「協議の場」に関連した検討含む) (4) まちづくりについて(ユニバーサルシート設置、屋根付き駐車場の増設等) (5) 虐待・権利擁護について (6) 「わたしの防災ハンドブック」の見直しについて		
活動内容	回数	開催月	内 容
	1回	5月	今年度の活動内容について
	2回	6月	自転車の法改正について①(当事者の困り、不安の抽出等) ユニバーサルシート設置に向けた要望書説明、協議
	3回	7月	自転車の法改正について②(研修や交通安全教室の開催検討等) ユニバーサルシート設置に向けた要望書提出
	4回	8月	自転車の法改正について③ (研修や交通安全教室の開催等)
	5回	9月	親なきあとについて① (講師を招いての研修)
	6回	10月	親なきあとについて② (事例検討)
	7回	11月	親なきあとについて③ (パンフレット作成に向けた協議)
	8回	12月	虐待・権利擁護研修 「わたしの防災ハンドブック」アンケート
	9回	1月	まとめ
【今年度の活動について】 ・当事者への法改正後の自転車ルールの周知 法改正によるルールを勉強会やチラシの作成等により当事者に周知し、安心して自転車に乗ることができ、事故や違反を未然に防ぐことができる。 ・当事者の交通に関する課題の整理 当事者の交通に関する困りの解消に繋がる具体的な対策の検討を来年度に行うための準備として、交通に関する課題を抽出・整理し、明確にしていく。 ・親なきあと問題に関するパンフレット等の作成に向けた準備・協議 親なきあと問題を親あるうちから意識し、必要な備えを可視化できるパンフレット等を作成する。課題や項目が多岐に渡るため、今年度は課題や支援者間の連携を整理、制度理解、事例共有など準備、協議をおこない、令和9年度中完成を目指す。 ・「わたしの防災ハンドブック」アンケートについて 昨年度作成・配布した「わたしの防災ハンドブック」について、使用状況や内容についてアンケートを実施する。			
協議会に提案 する事項等			

**令和8年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画**

部 会 名	こども支援部会 部会長 渡辺 麻以 (こどもデイサービスバンビ)		
部会の参加者 (構成員)	大分県南部保健所・佐伯支援学校・市内障がい者施設事業所 日中一時支援事業所・児童発達支援センター・児童クラブ・保育所(こども園) 幼稚園・小学校・中学校・佐伯市教育委員会・佐伯市こども家庭センター 計22人		
令和8年度 の計画など (箇条書)	・ 地域との連携、ネットワークづくり ・ 講演会の実施 ・ 事例検討会(「協議の場」に関連した検討含む) ・ 必要に応じて小グループ(事業所部会など)で集まり協議を行う ・ 医療的ケア児支援について		
活動内容	回数	開催月	内容
	1回	5月	昨年度の活動報告と今年度の活動計画について
	2回	6月	支援の必要なこどもを受け入れるにあたって各現場の現状や課題について
	3回	7月	各現場の課題を踏まえての事例検討
	4回	9月	医療的ケア児に関する情報共有及び検討
	5回	10月	講演会
	6回	11月	放課後等デイサービス等から地域への移行について ※サービス等利用計画部会との合同開催
	7回	1月	活動のまとめ
	【今年度取り組みたい内容】 ○放課後等デイサービス等の児童通所支援サービスから、地域の児童クラブ等への移行について ・切れ目のないスムーズな地域移行が行えるよう、各関係機関の業務や課題について理解を深め、互いの顔が見えるネットワーク作りを行う。 ・各現場が抱えている地域移行への不安や困り等を共有し、解決方法を検討する。 ・併用利用等のニーズ調査を特定相談員等を対象に行う。また、サービス等利用計画部会との合同開催で特定相談員と情報交換を行い、課題の確認、解決方法の検討を行う。 ○児童通所支援事業所等を対象に、支援力向上のための講演会を行う。 ○医療的ケアが必要なこどもやその保護者への支援や必要な社会資源について検討する。 ○障がい者アートに取り組みたい意見が多かったが、今年度は既存の事業の活性化を求めることから始めていく。		
協議会に提案 する事項等	佐伯市全体で障がい者アートの推進に取り組んでいけるよう、機会の提供や周知を強化してほしい。		

**令和8年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画**

部 会 名	サービス等利用計画部会		
	部会長 斎藤 秀俊 (さつき園小島)		
部会の参加者 (構成員)	指定特定相談支援事業所、佐伯市介護支援専門員協会、佐伯市社会福祉協議会、南部保健所、佐伯市福祉総合相談窓口等 計20人		
令和8年度の計画など (箇条書)	(1)就労に関わる社会資源(就労選択支援事業所、就労移行支援事業所)の検討 (2)地域生活支援拠点等の充実について(緊急時の受け入れ、体験の機会・場の確保等) (3)事例検討(上記課題・「協議の場」に関連した検討含む) (4)相談支援の質の向上		
活動内容	回数	開催月	内容
	1回	5月	今年度の活動内容について
	2回	6月	地域生活支援拠点等について① (体験の機会・場の確保)
	3回	7月	地域生活支援拠点等について② (緊急時の受入)
	4回	8月	相談支援におけるDXの活用について
	5回	9月	就労選択支援の確保について
	6回	10月	事例検討①
	7回	11月	放課後等デイサービス等から地域への移行について ※こども支援部会との合同開催
	8回	12月	事例検討②
	9回	1月	まとめ
	・就労に関わる社会資源(就労選択支援事業所、就労移行支援事業所)を、希望する当事者が困らない方法を検討する。 ・安心して地域生活が送れるよう、地域生活支援拠点等の充実に向けて検討する。 ・放課後等デイサービスから地域へ移行するため、こども支援部会との合同開催で情報交換を行い、課題の確認・解決方法の検討を行う。 ・事例検討や研修等を通して相談支援専門員の質の向上を図る。		
協議会に提案する事項等	地域生活支援拠点等の体験の機会・場を早急に整備してほしい。 ・一人暮らしに夢や希望を持てるような清潔で快適な空間 ・一人暮らしを想定した家具・家電等を常設 ・体験時に必要な生活支援(家事等の練習)や見守りを行える人材の確保 ・緊急時(夜間の対応、病院受診等)や日常生活(買い物、公共交通機関等)において利便性の高い場所		

**令和 8 年度 佐伯市地域自立支援協議会
専門部会の活動計画**

部 会 名	就労支援部会 部会長 赤嶺 美香 (のびのびランド)																																			
部会の参加者 (構成員)	佐伯公共職業安定所、佐伯支援学校、市内障がい者施設事業所、 おおいた地域若者サポートステーション県南常設サテライト、 大分県立佐伯高等技術専門校、おおいたジョブステーション佐伯サテライト、 佐伯市社会福祉協議会、佐伯商工会議所、佐伯市商工振興課、総務課 計21名																																			
令和8年度の 計画など (箇条書)	(1)当事者の職場体験の場について検討 (2)企業への啓発・理解・ネットワークの強化について (3)事例検討(上記課題、「協議の場」に関連した検討含む)																																			
活動内容	<table><tr><th>開催回</th><th>開催月</th><th>内容</th></tr><tr><td>1回</td><td>5月</td><td>今年度の活動内容について</td></tr><tr><td>2回</td><td>6月</td><td>事業所見学会の受け入れについて検討</td></tr><tr><td>3回</td><td>7月</td><td>当事者の職場体験について検討①</td></tr><tr><td>4回</td><td>8月</td><td>当事者の職場体験について検討②</td></tr><tr><td>5回</td><td>9月</td><td>企業向けアンケートの内容の検討</td></tr><tr><td>6回</td><td>10月</td><td>企業の啓発方法について検討</td></tr><tr><td>7回</td><td>11月</td><td>・障がい者就職面接会(予定) ・事例検討</td></tr><tr><td>8回</td><td>12月</td><td>企業見学会(予定)</td></tr><tr><td>9回</td><td>1月</td><td>まとめ</td></tr><tr><td>10回</td><td>2月</td><td>地域連絡会議</td></tr></table>			開催回	開催月	内容	1回	5月	今年度の活動内容について	2回	6月	事業所見学会の受け入れについて検討	3回	7月	当事者の職場体験について検討①	4回	8月	当事者の職場体験について検討②	5回	9月	企業向けアンケートの内容の検討	6回	10月	企業の啓発方法について検討	7回	11月	・障がい者就職面接会(予定) ・事例検討	8回	12月	企業見学会(予定)	9回	1月	まとめ	10回	2月	地域連絡会議
	開催回	開催月	内容																																	
	1回	5月	今年度の活動内容について																																	
	2回	6月	事業所見学会の受け入れについて検討																																	
	3回	7月	当事者の職場体験について検討①																																	
	4回	8月	当事者の職場体験について検討②																																	
	5回	9月	企業向けアンケートの内容の検討																																	
	6回	10月	企業の啓発方法について検討																																	
	7回	11月	・障がい者就職面接会(予定) ・事例検討																																	
	8回	12月	企業見学会(予定)																																	
	9回	1月	まとめ																																	
	10回	2月	地域連絡会議																																	
	【今年度の活動について】 (1)当事者の職場体験の場について検討 ・佐伯市役所等との連携による職場体験の受け入れ 当事者が市役所等で職場体験を行い、実際の業務を体験する機会を設け、職業内容の理解と、就労に必要なスキルの習得と就業意識の向上に繋げる。 ・日程や支援体制など、具体的に決めていく。																																			
(2)企業への啓発・理解・ネットワークの強化について ・企業への福祉的就労の啓発活動 企業へA型、B型事業所への見学会を実施し、実際の作業内容を知ってもらい障がい者雇用への理解促進、雇用に繋げていく。 ・企業の意識とニーズの把握 障がい者雇用に対する企業の意識やニーズを把握するため、アンケートを実施。集まったデータを参考に、現在、行っている取り組みの改善や新たな取り組みの検討に繋げる。 ・SNSを活用した情報発信 企業への啓発活動として、A型、B型の作業内容をSNSを活用して発信する。SNSの内容や発信方法などを決めていく。 ・地域連絡会議の実施 障がい者雇用の事例をもとに、企業と意見及び情報交換を通じてネットワークの強化、障がい者雇用の理解促進を図る。																																				
(3)事例検討 ・上手くいった事例を中心に事例検討を実施していく。																																				
協議会に提案 する事項等																																				

佐伯市における障がい者アートについて

1 佐伯市文化芸術振興計画における位置づけ

佐伯市における文化芸術の推進の方向性を明らかにすることで、人々が文化芸術を楽しむ環境と機会を提供するとともに、本市固有の「佐伯文化」の創造を通じて文化芸術の魅力を創出し、心豊かな社会を実現するため、令和3年3月に佐伯市文化芸術振興計画策定委員会での審議を経て、佐伯市文化芸術振興計画が策定されました。本計画の策定委員にはアートコミュニケーション代表（障がい者芸術）として、障がい者複合施設あーるずの施設長、松本裕樹氏も委嘱されております。

本計画では「あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市」を基本理念とし、基本施策Ⅱ「つながる」（ヨコ軸連携）の施策3「まちづくり（観光・産業・食文化・子育て・障がい者等）連携」の中で、障がい者アートについて言及しています。

（2）障がい者アートの充実

障がいのある方が、様々な文化芸術活動を体験しやすい環境を整え、より自由に、気軽に、自然に、創作した作品を発表・発信できる場所づくりと、多くの人たちとの出会いの場となる仕組みづくりを推進します。また、障がい者のアート団体の連携を促進させ、佐伯アートブランドの創出を検討します。

2 文化芸術交流課の取組

文化芸術交流課では、本計画に基づき、令和3年度に「さいき城山桜ホール開館事業 アートコザウルス」と題し、障がいの有無に関わらず誰もが文化芸術を楽しめるイベントを開催しました。また、「インクルーシブ」（すべてを包み込む）をテーマに、国籍・年齢・性別・障がいの有無などに関わらず、誰もが楽しむことができる「インクルーシブフェスタ」を令和6年度から実施しています。令和6年度は、さつき園小島から、「さをり織り」や手芸作品の展示、手作りクッキーなどの販売で参加していただきました。令和7年度には、さつき園小島から新たに「ダンボールザウルス」や服飾の展示もご提供いただいたほか、大分県立佐伯支援学校のご協力により、同校の児童生徒の皆さんが制作した絵画や粘土細工の展示も実現し、回を重ねるごとに参加の輪が広がっています。

3 社会福祉課の取組

社会福祉課が所管するアート活動としては、大分県障害者社会参加推進センターが事務局となって毎年11月頃に開催されているときめき作品展があり、社会福祉課が市内各事業所から出品されたアート作品を取りまとめ、大分県立美術館に展示してもらうイベントです。令和7年度で第30回を数え、大分県内の障がい者・児の皆さんの創作成果を発表・展示する機会となっています。なお、令和7年度は佐伯市から17団体25作品が出展されています。

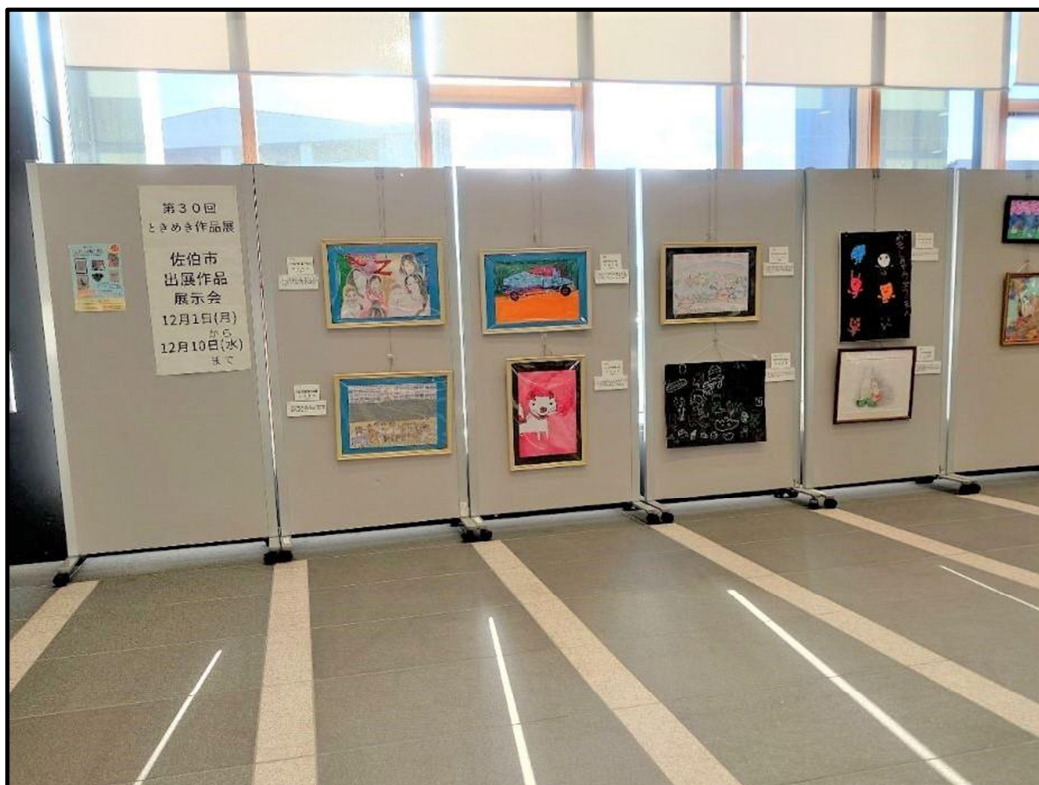
また、令和6年度からは、ときめき作品展に出展された作品を佐伯市役所内の展示ホールにて展示しており、今後も継続して佐伯市民の皆さんに障がい者の方のアート作品を発表する場として実施していきたいと考えています。

4 県の支援機関

大分県から委託を受けた大分県芸術文化スポーツ振興財団が、おおいた障がい者芸術文化支援センターを令和元年11月に開設し、県内在住の障がいのある方を対象に、創作活動のサポート、発表の機会づくり、情報発信などを行っています。

【佐伯市役所でのときめき作品展出展作品展示の様子】

令和7年12月1日（月）～12月10日（水）



障がいのある方のアート活動を
応援します

大分県ときめき作品展

絵画・工芸・写真・書・陶芸・合作

日頃の創作活動の個人作品や
施設のなかまとの共同作品など

たくさんの作品をお待ちしています

応募期間：令和8年8月3日～9月18日

展示期間：令和8年12月9日～12月20日

展示会場：大分県立美術館 1階アトリウム

詳細は別紙へ

募集
します

こどもたちの作品も
大歓迎

佐伯市ときめき作品展

出品いただいた
作品は、佐伯市
会場にも展示
します

展示期間：令和9年1月7日～1月17日

展示会場：さいき城山桜ホール

展示期間：令和9年1月19日～1月29日

展示会場：佐伯市役所 1階展示ホール

佐伯市は、様々なアート活動の機会を提供しています

絵手紙教室 7/25・8/22・10/24・12/12・2/27（市報をご確認ください）

事務局：じゆう咲く（向島2丁目23番3号）

電話：30-1114

アート活動 9/26（追加、変更がありますので、インスタ、市報をご確認ください）

事務局：サニーハウス（木立2160番地8）

電話：28-3003

創作活動 月曜日～金曜日 10時から15時

事務局：地域活動支援センター虹の翼（向島1丁目2-16）

電話：24-0848

完成した作品は、佐伯市ときめき作品展にて展示もできます
希望される方は、各施設までお気軽にお問い合わせください



令和8年度 第31回「ときめき作品展」募集要項

作品募集期間 令和8年 8月 3日(月)～ 9月18日(金)
作品展示期間 令和8年 12月9日(水)～12月20日(日) 時間:10:00～18:00
会場:大分県立美術館 1階アトリウム(大分市寿町2番1号)

【出展者資格】 県内在住、又は県内施設を利用している障がい者・児

【申込方法】 ○申込先

・県内在住者は、居住地又は施設等のある市町村障がい福祉担当課(県外在住で県内施設を利用している方は施設のある市町村の障がい福祉担当課)あてに、関係書類を提出又は郵送してください。

○提出(郵送)書類

・出展申込書(様式1)及び出展作品の写真(カラー・L判、作品の全容が判るもの)カラーコピー可。

※出展申込書の所定の場所に出展作品の写真を必ず貼ってください。写真は、お返しできませんのでご了承ください。

○申込受付期間 令和8年 8月3日(月)～9月18日(金)

【作品の搬入】 市町村障がい福祉担当課へ搬入していただきます。搬入時期については、作品が出展規格を満たしているか審査した後、市町村障がい福祉担当課を通じて出展者へ連絡いたします(審査結果は11月上旬に連絡予定)。

※規格審査は、各分野の審査員が提出された写真等により行います。

【出展規格】 募集は、「絵画」「工芸」「写真」「書」「陶芸」「合作」の6部門で行い、それぞれの部門の「出展規格」は別紙「出展規格」に定めるとおりです。

【ときめき大賞等】 ・展示期間中、ご来場の皆様のアンケート投票により、各部門の中で感動を番多く集めた作品を表彰します。ただし、過去5年間に3回以上「ときめき大賞」を受賞された方の作品は、「ときめき大賞」の対象にはなりません。
・「ときめき大賞」のほかに、「審査員奨励賞」「おおいた芸術文化支援センター長賞」、「楊志館高校ボランティア部賞」の各賞の表彰を予定しています。

【出展上の注意】 ・規格外の作品は、審査の対象にはなりません。
・額装は、陳列用の金具をつけること。釘類はつけないこと。
・平面作品は壁面に吊り下げます。作品を吊り下げることができるように、額やパネル等に必ず紐をつけていることをご確認ください。

☆応募上の注意☆

- ・作品は、合作部門を除いて、個人の作品に限ります。
- ・作品は、各部門1人1点とし、各学校・施設での出展数は絵画、工芸、写真、書、陶芸の各部門については5点以内とします。合作については3点以内とします。
- ・出展料は無料。ただし、作品の搬入及び返却に要する費用は、出展者の負担とします。
- ・出展は、過去のときめき作品展以外の他の作品展に出展したもので可。
- ・不慮の災害及び輸送中等の損害については、主催者はその責を負いません。
- ・申込者氏名はペンネーム・イニシャルでも可。その場合、本名も記入してください。

【お問い合わせ先】 ・県内在住者は、居住地又は施設等のある市町村障がい福祉担当課(県外在住で県内施設を利用している方は施設のある市町村の障がい福祉担当課)
・大分県障害者社会参加推進センター ときめき作品展事務局
〒870-0907 大分市大津町2-1-41 TEL/FAX 097-558-8797
Eメール syo-sui@herb.ocn.ne.jp

令和8年度 第31回「ときめき作品展」出展規格

- ・平面作品は、額装又はパネル張り等、展示に必要な装丁とします。
- ・ただし、ガラスは不可、アクリルは可。既製品の塗り絵、パズル、プラモデルは不可。

部門	サイズ・額装・注意点など
絵画の部	①40号（100.0cm×80.3cm）以内。 ②油絵・水彩・素描・版画・パステル等の平面作品。 ③作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
工芸の部	①平面作品 … 40号（100.0cm×80.3cm）以内。 ②立体作品 … 一辺が60cm以内。 ③壁面に飾る場合は、作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
写真の部	①六切（20.3cm×25.4cm）又はA4（21.0cm×29.7cm）から全紙（45.7cm×56.0cm）までの単写真。 ②カラー・モノクロの別、フィルム・デジタルの別は問いません。 ③作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
書の部	①額装・裱装もの … 170cm×55cm以内 又は 91cm×91cm以内。 ②掛け軸等 … 出来上がり寸法が212cm×55cm以内で、縦型のみ。 ③作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
陶芸の部	①一辺が50cm以内の陶器・磁器。 ②展示上、不安定な作品にならないようご注意ください。
合作の部	①2人以上の合同作品。 ②作品の種別に応じて、各部門の規格に準じる。 ※ただし、「工芸」に分類されるもので、平面上に造形物を付加するものについては 40号（100.0cm×80.3cm）以内で、高さ(厚さ)15cm以内のものも可とする。 ③壁面に飾る場合は、作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。

アートでつながる、ひろがる笑顔。

文化芸術交流課は、障がい者アート活動を支援します

● 表現する楽しさを、もっとたくさんの人へ

日々の生活の中で、絵を描いたり、モノを作ったり、自由に表現を楽しんでいる方はいらっしゃいませんか？

「施設の利用者が作った作品をもっとたくさんの人に見てもらいたい」などでも大丈夫です！

あなたの施設に眠っている素敵なアート作品を、一緒に見つけ、地域に届けていきましょう。



● さいき城山桜ホールが「発表の舞台」になります！

みなさんが心を込めて作った作品を、「さいき城山桜ホール」に展示してみませんか？

- ・展示スペースの活用：ホール内の最適な場所をご案内します。
- ・多くの方に見てもらえるチャンス：地域社会とのあたたかい交流が生まれます。
- ・自信と喜びにつながる場：表現することが、生活の大きな活力になります。

※「こんな展示ができるかな？」というアイデア段階から、担当職員がサポートし、一緒に形にしていけます。

● お気軽にご相談ください。

障がい者アート活動に関するお困りごと、お問合せや、発表の場についてのご相談は下記の窓口までご連絡ください。

桜ホールでの展示のほか、「おおいた障がい者芸術文化支援センター」等への橋渡しも承ります。

【窓口】

佐伯市文化芸術交流課（さいき城山桜ホール内）

お電話

0972-22-4529

メール

geijutsu-shinkou@city.saiki.lg.jp

佐伯市社会福祉課障がい福祉係（TEL0972-22-4514）を通じてでもご相談いただけます。

佐伯市文化芸術振興計画に基づく取り組み

ご存知ですか？「佐伯市文化芸術振興計画」のこと

佐伯市では、誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らせるまちづくりを進めています。その大切な取り組みの柱の一つとして、「障がい者アートの充実」が計画の中に位置づけられています。

佐伯市文化芸術振興計画 施策体系図（抜粋）

【基本理念】

あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市

【基本目標】

人と人、地域と地域がつながる仕組みづくり
多様で文化的な市民創造の基盤づくり

【基本施策Ⅱ 施策3】

つながる まちづくり（観光・産業・食文化・子育て・障がい者等）連携

【具体的な取組】

障がい者アートの充実

障がいのある方が、自らの意思で文化芸術活動に参加・鑑賞・発表できる環境を整え、多様性を認め合う社会を目指します。

計画が目指す将来像

「市民が個性を磨き合い、多様性を認め、開かれた心で互いにコミュニケーションを取ることができる」社会を、アートの力で実現していきます。

施設のみなさまへ

この計画に基づき、「さいき城山桜ホール」を拠点として、障がいのある方が自分らしく表現し、地域とつながる場を広げていきます。

地域生活支援拠点等について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、また障がい者の地域移行を進めるため、5つの機能を備えた拠点のことです。それら5つの機能は、地域の実情に応じた創意工夫により整備することで、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築へとつながります。そのため、佐伯市では、面的整備として既存のあらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制を整備することで、地域生活支援拠点等の発展を目指します。

なお、「拠点」と聞くと1つの建物をイメージしがちですが、実際には地域の複数の事業所が機能のそれぞれを分担・連携してカバーする仕組みづくりが主であり、各地域の社会資源の実情に合わせて柔軟にセーフティネットを構築できるようにすることを目指しています。

2 5つの機能とは

地域生活支援拠点等には、障害のある人が地域で安心して生活を続けられるよう、次の5つの機能を備えることが求められています。

機能	内容	具体例
① 相談	緊急時を含めた相談支援を行う。	24時間の相談体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所による相談対応
② 緊急時の受入れ・対応	家族の病気や事故などで介護ができなくなった場合に、迅速に支援する。	短期入所（ショートステイ）の確保、緊急受入れ、訪問支援
③ 体験の機会・場	地域生活や一人暮らしへの移行を支援するための体験機会を提供する。	グループホーム体験利用、一人暮らし体験、短期間の宿泊体験
④ 専門的人材の確保・養成	専門性の高い支援ができる人材を育成・確保する。	強度行動障害や医療的ケアに関する研修、事例検討会、専門職への助言
⑤ 地域の体制づくり	関係機関が連携し、地域全体で支える仕組みを構築する。	自立支援協議会での協議、医療・福祉・行政・教育とのネットワークづくり

3 連絡会議の設置

地域生活支援拠点等の運用の充実に向け、関係機関が地域の現状や課題を共有するとともに、必要な機能や役割分担について協議することを目的として「地域生活支援拠点等連絡会議」を設置します。

4 連絡会議への参集者

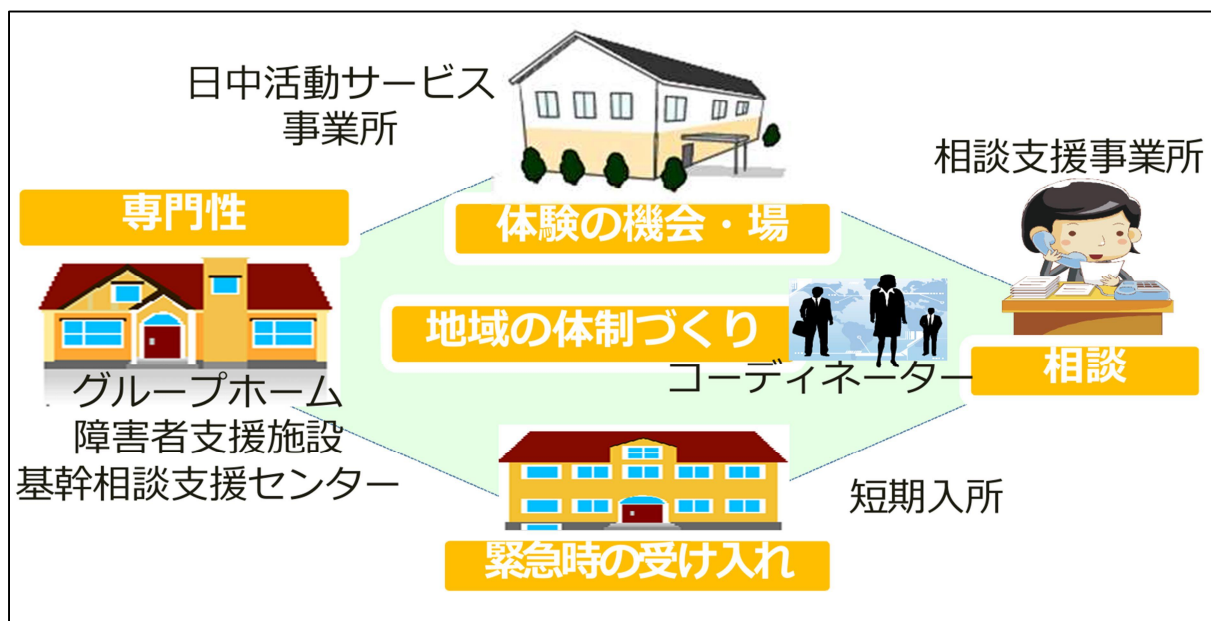
相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター、社会福祉課、関係機関等

5 協議内容

連絡会議では、次の事項について協議・情報共有を行います。

- (1) 地域生活支援拠点等の制度概要及び整備の目的の確認
- (2) 地域の現状と課題の共有
- (3) 必要な機能の整理
- (4) 今後の検討事項

(地域生活支援拠点等イメージ図)



[illegible]